

秋田県医療審議会運営規程の一部改正について

令和 5 年 2 月 1 日

1 改正理由

- 人口減少・高齢化の進行や医師の働き方改革など医療をとりまく環境が大きく変化
する中、今後、次期医療計画（本県では「秋田県医療保健福祉計画」という）の策定
作業を控えている。
- この次期医療計画策定作業は、令和 6 年度からの 6 年間の医療についてを議論する
のみならず、現在の地域医療構想が令和 7 年度で終わり、令和 8 年度から 15 年間と
されている次の地域医療構想も見据える必要がある。
- 次期医療計画の策定作業の重要性に鑑み、検討体制を強化する必要がある。

2 改正内容

- ・ 部会の委員の定数を 16 人以内（現在、15 人以内）とする。（第 4 条関係）
- 医療計画の策定にあたっては、医療計画部会において検討することとなるが、これ
まで同部会では定数の上限である 15 人でもって組織し、検討を行ってきた。
- 次期医療計画の策定の重要性を鑑み、新たに医療を提供する立場のものを 1 人追加
し、次期医療計画の策定のための検討体制を強化する。
- なお、追加する委員 1 名には、今回、新たに医療を提供する立場として専門委員に
秋田県厚生農業協同組合連合会代表理事理事長を任命することを考えている。

【参考】前回の医療計画部会（15 人）の委員構成

医療を提供する立場： 委員 7 人、専門委員 2 人
医療を受ける立場： 委員 4 人
学識経験： 委員 2 人

3 施行期日

秋田県医療審議会における決定の日から施行することとする。

秋田県医療審議会運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、秋田県医療審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第2条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

（議事録）

第3条 会長は、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録は、会長のほか、出席した委員のうちから会長が指名する2人の委員が署名押印しなければならない。

（部会）

第4条 審議会に、次に掲げる部会を置く。

- 一 医療計画部会
- 二 医療法人部会
- 三 医療人材部会
- 四 医療安全部会

2 前項に規定するもののほか、審議会には必要に応じその他の部会を置くことができる。

3 部会の委員は、16人以内とし、会長が委員及び専門委員の中から指名する。

4 部会長は、その部会に属する委員の互選により定める。

5 部会の審議事項は、あらかじめ審議会で定めるものとする。

6 部会の決議は、あらかじめ会長の同意を得て審議会の決議とすることができる。

（庶務）

第5条 審議会の庶務は、健康福祉部医務薬事課において処理する。

（補則）

第6条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、昭和62年6月8日から施行する。

附 則

この規程は、昭和63年2月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年8月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年10月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年2月 日から施行する。

秋田県医療審議会運営規程 新旧対照表（案）

新	旧
<p>(部会)</p> <p>第4条 審議会に、次に掲げる部会を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 医療計画部会 二 医療法人部会 三 医療人材部会 四 医療安全部会 <p>2 前項に規定するもののほか、審議会には必要に応じその他の部会を置くことができる。</p> <p>3 部会の委員は、<u>16人</u>以内とし、会長が委員及び専門委員の中から指名する。</p> <p>4 部会長は、その部会に属する委員の互選により定める。</p> <p>5 部会の審議事項は、あらかじめ審議会で定めるものとする。</p> <p>6 部会の決議は、あらかじめ会長の同意を得て審議会の決議とすることができる。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和5年2月 日から施行する。</u></p>	<p>(部会)</p> <p>第4条 審議会に、次に掲げる部会を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 医療計画部会 二 医療法人部会 三 医療人材部会 四 医療安全部会 <p>2 前項に規定するもののほか、審議会には必要に応じその他の部会を置くことができる。</p> <p>3 部会の委員は、<u>15人</u>以内とし、会長が委員及び専門委員の中から指名する。</p> <p>4 部会長は、その部会に属する委員の互選により定める。</p> <p>5 部会の審議事項は、あらかじめ審議会で定めるものとする。</p> <p>6 部会の決議は、あらかじめ会長の同意を得て審議会の決議とすることができる。</p>